

**畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律**  
**第6条第2項の規定（仮使用）に関する認定基準**

令和4年4月1日

**第1 適用の範囲**

この認定基準は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年5月19日法律第34号。以下「法」という。）及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和3年農林水産省・国土交通省令第6号。以下「主務省令」という。）第76条に規定する仮使用の認定申請についての審査等に必要な事項を定めるものとする。

**第2 申請の時期等**

- 1 仮使用の認定申請は、特例畜舎等以外の畜舎等（床面積3,000㎡超）を新築する場合において、工事完了の届出を行う前に当該認定畜舎等を使用し、又は使用させる場合に行うこととする。  
なお、申請は使用開始予定日の概ね1ヶ月前に行うこととする。  
また、特例畜舎等（床面積3,000㎡以下）及び特例畜舎等以外の畜舎等の増改築の場合、本認定は要さない。
- 2 工事中、畜舎等の仮使用認定の時期は、仮使用をしようとする畜舎等が構造上及び施工の安全上支障がないと認められる場合とする。

**第3 認定基準**

- 1 申請に係る部分について主務省令に適合していること。
- 2 仮使用部分と工事部分が接続している場合には、1時間準耐火構造（常時閉鎖式特定防火戸）で区画されていること。また、仮使用部分以外の部分も構造の躯体工事が完了していること。
- 3 申請に係る部分について、申請に係る建築物の工事の進捗状況に応じた安全計画が作成されていること。
- 4 申請に係る部分（仮使用部分）から道路などに通じる避難経路として 工事経路とは分離された敷地内通路が確保されていること。また、仮使用部分の経路に足場がないこと。
- 5 工事工程により仮設間仕切壁の位置の変更、仮使用範囲の変更がある場合は、工程表及び図面により、それぞれの工程での安全上、避難上の計画を明示すること。
- 6 工事工程の遅延等により、仮使用認定期間内に工事が終了しない場合は仮使用期間を見直し、再度、仮使用認定申請を行うこと。  
ただし、同時に仮使用する部分の追加に伴う仮使用認定申請を行い、かつ仮使用中の部分の安全計画等に変更がない場合は、仮使用中の部分の仮使用期間の見直しについては、当該申請に含めて処理するものとする。

#### 第4 現場状況の確認

状況の確認は書類確認後に現地において申請にかかる計画が現況に即しているかを確認するもので、工事工程により仮使用範囲、仮設間仕切壁の位置などの変更がある場合は、その都度行うものとする。

#### 第5 その他

本要領の規定によりがたい場合は、消防機関等の関係機関と協議をして定めるものとする。

#### 附 則

この認定基準は、令和4年4月1日から適用する。